

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
	(回答例)	(1)利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスを提供するよう努めているか。	○	いる		いない	運営規程 個別支援計画 ケース記録	第3条第2項	
		(2)利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じているか。		いる	○	いない	同上	第3条第3項	
第1 基本方針・一般原則									
1	基本方針・一般原則	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 ※障害者総合支援法施行規則第六条の十第一号 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援	○	いる		いない	運営規程 個別支援計画 ケース記録	A型:第173条	
第2 人員に関する基準									
2-01	従業者の員数	(1)職業指導員及び生活支援員 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。 また、職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。	○	いる		いない	勤務実績表 出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表 平均利用人数が分かる書類(実績表等)	A型:第174条	
2-01	従業者の員数	(2)職業指導員 職業指導員の数は、1以上となっているか。	○	いる		いない	同上	同上	
2-01	従業者の員数	(3)生活支援員 生活支援員の数は、1以上となっているか。	○	いる		いない	同上	同上	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	サービス管理責任者は、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。 ※サービス管理責任者は、事前に相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者研修(更新対象者についてはサービス管理責任者更新研修)を受けておく必要がある。	○	いる		いない	同上	同上	
2-03	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※「管理者」(指定基準通達第四3(7)) 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ア 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合	○	いる		いない	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表	A型:第175条 (第52条準用)	

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
2-04	利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 ※職業指導員及び生活支援員（指定基準通達第十一1(1)） 職業指導員及び生活支援員の員数は、雇用関係の有無を問わず、利用者たる障害者の人数に基づき算定すること。	○	いる		いない	利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）	A型：第174条	
2-05	職務の専従	事業所の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者又はサービスの単位ごとに専ら当該サービスの提供に当たる者となっているか。 ※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	○	いる		いない	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）	同上	
2-06	従たる事業所を設置する場合における特例	事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 ※指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設には経過措置あり。		いる		いない	同上	A型：第175条（第81条準用）	
第3 設備に関する基準									
3	設備に関する基準	(1)事業所内に以下の設備を設けているか。 ①訓練・作業室 ②相談室 ③洗面所 ④便所 ⑤多目的室 ⑥その他運営に必要な設備 ※訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。相談室、多目的室、その他運営上必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。	○	いる		いない	平面図 備品・設備一覧表	A型：第176条	
3	設備に関する基準	(2)設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	○	いる		いない	同上	同上	
3	設備に関する基準	(3)訓練・作業室 ① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ※訓練・作業室等の面積及び数（指定基準通達第五2(2)） 事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。	○	いる		いない	同上	同上	
3	設備に関する基準	(3)訓練・作業室 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	○	いる		いない	同上	同上	
3	設備に関する基準	(4)相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	○	いる		いない	同上	同上	
3	設備に関する基準	(5)洗面所 利用者の特性に応じたものであるか。	○	ある		ない	同上	同上	

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
3	設備に関する基準	(6)便所 利用者の特性に応じたものであるか。	○	ある		ない	同上	同上	
第4	運営に関する基準								
4-01 ~10	(設問なし)								
4-11	サービスの提供の記録	(1)サービスを提供したときは、①「当該サービスの提供日」、②「内容」、③「その他必要な事項」を記録しているか。 ※サービス提供の記録について(指定基準通達第三3(9)) ①「サービスの提供日」、②「提供したサービスの具体的内容」、③「実績時間数」、④「利用者負担額等」の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。	○	いる		いない	サービス提供の記録	A型:第185条 (第20条準用)	
4-11	サービスの提供の記録	(2)サービスの提供につき記録したときは、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けているか。	○	いる		いない	同上	同上	
4-12 ~15	(設問なし)								
4-16	利用者負担額等の受領	(1)サービスを提供したときは、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。	○	いる		いない	請求書 領収書	A型:第185条 (第146条準用)	
4-16	利用者負担額等の受領	(2)法定代理受領を行わないサービスを提供したときは、利用者から当該サービスに係るサービス等費用基準額の支払を受けているか。 ※該当なしの場合は、回答不要。		いる		いない	同上	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(3)「4-16(1)(2)」の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、利用者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を利用者から受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 日用品費 ③ その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの		いる		いない	同上	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(4)「4-16(1)~(3)」に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付しているか。		いる		いない	領収書	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(5)「4-16(3)」に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について①「説明を行い」、②「当該利用者等の同意」を得ているか。		いる		いない	重要事項説明書	同上	
4-17	利用者負担額に係る管理	(1)利用者が同一の月に複数のサービス等を受けたときは、利用者の依頼により、利用者負担額合計額を算定しているか。 ※該当事案なしの場合は回答不要。 ※利用者負担額合計額 複数のサービス等に係るサービス等費用基準額から当該複数のサービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額		いる		いない	上限額管理依頼書、上限額管理関係書類	A型:第185条 (第23条準用)	

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-17	利用者負担額に係る管理	(2)「4-17(1)」の場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び他の事業者等に通知しているか。 ※「4-17(1)」の該当事案なしの場合は回答不要。		いる		いない	同上	同上	
4-18 ~26	(設問なし)								
4-27	(機能)訓練・指導等	(1)利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	○	いる		いない	個別支援計画 サービス提供記録	A型:第185条 (第147条準用)	
4-27	(機能)訓練・指導等	(2)利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	○	いる		いない	同上	同上	
4-27	(機能)訓練・指導等	(3)事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 ※常時1人以上の従業者を訓練に従事させることについて(指定基準通達第83(2))適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならない。	○	いる		いない	同上	同上	
4-27	(機能)訓練・指導等	(4)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	○	いない		いる	同上	同上	
4-28	雇用契約の締結等	(1)サービスの提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しているか。	○	いる		いない	雇用契約書	A型:第178条	
4-28	雇用契約の締結等	(2)「4-28(1)」の規定にかかわらず、事業者(多機能型により指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、雇用契約を締結せずにサービスを提供することのできる施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して、サービスを提供しているか。 ※施行規則第6条の10第2号 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援		いる		いない	同上	同上	
4-29	(設問なし)								
4-30	生産活動・就労	(1)生産活動・就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。	○	いる		いない		A型:第179条	
4-30	生産活動・就労	(2)生産活動・就労の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 ※就労(指定基準通達第十一3(3)) 作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うためには、利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかも重要であることから、指定就労継続支援A型事業者は利用者の多様な働き方を実現するために必要な就業規則等の整備等を行わなければならない。	○	いる		いない		同上	

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-30	生産活動・就労	(3)就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえて行っているか。 ※就労(指定基準通達第十一3(3)) 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図るために、事業所の従業員が自らの支援等に必要な知識を身につけ、能力の向上を図るための研修等の受講機会、常に支援等に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備をしなければならない。 加えて、一般就労に必要な知識、能力を有するに至った利用者が一般就労を希望する場合には、継続的なアセスメントやモニタリングを通じた適切な支援方法を検討し、利用者の適性や障害特性等を踏まえ、利用者が一般就労への移行ができるように個別支援計画の変更を行い、一般就労に向けた必要な訓練や支援を行わなければならない。	○	いる		いない		同上	
4-31	工賃の支払・賃金	(1)雇用契約の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めているか。	○	いる		いない	賃金の水準を高めていることが分かる書類(ケース記録等)	A型:第180条	
4-31	工賃の支払・賃金	(2)生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしているか。	○	いる		いない	工賃支払記録 工賃支給規程 就労支援事業に関する会計書類(出納簿等)	同上	
4-31	工賃の支払・賃金	(3)雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。		いる		いない	同上	同上	
4-31	工賃の支払・賃金	(4)雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、4-31(3)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。		いる		いない	工賃の水準を高めていることが分かる書類(ケース記録等)	同上	
4-31	工賃の支払・賃金	(5)雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。		いない		いる	工賃平均額が分かる書類(1年間の工賃支払総額、1か月の工賃支払対象者延べ人数等)	同上	
4-31	工賃の支払・賃金	(6)賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充てていないか。 (ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。) ※「災害その他やむを得ない理由がある場合」(指定基準通達第十一3(4)) ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に指定就労継続支援A型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれる場合 ・激甚災害や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入の減少したことが明らかであると都道府県等が認めた場合 (例)災害地域に取引先企業が所在し、生産活動収入が減少した場合 ・経済危機の場合であって厚生労働省が認める場合 ・経営改善計画書を提出した指定就労継続支援A事業所の経営改善期間中	○	いない		いる	支払元の収入が分かる会計書類	同上	

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-32	実習の実施	(1)利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保に努めているか。 ※実習の実施(指定基準通達第13(3)) 実習時において、事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、個別支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。	○	いる		いない	サービス提供記録	A型:第181条	
4-32	実習の実施	(2)実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	○	いる		いない	同上	同上	
4-33	求職活動の支援等	(1)公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。	○	いる		いない	サービス提供記録	A型:第182条	
4-33	求職活動の支援等	(2)公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	○	いる		いない	個別支援計画 サービス提供記録	同上	
4-34	職場への定着のための支援	(1)障害者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	○	いる		いない		A型:第183条	
4-34	職場への定着のための支援	(2)障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。		いる		いない		同上	
4-35 (設問なし)									
4-36	利用者及び従業者以外の者の雇用	利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次のそれぞれに掲げる利用定員の区分に応じ、当該それぞれに定める数を超えて雇用していないか。 ① 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数のいずれか多い数 ② 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 ③ 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数	○	いない		いる		A型:第184条	
4-37 ~ 38 (設問なし)									
4-40	実施主体	(1)指定就労移行支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者となっているか。		いる		いない	全部事項証明書	A型:第177条	
4-40	実施主体	(2)指定就労移行支援A型事業者は障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者となっているか。	○	いる		いない		同上	
4-41 ~ 46 (設問なし)									

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-47	運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 →「〇人以上」と記載することも可。 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 →複数のサービス単位が設置されている場合は、単位ごとに定める。 ⑤ サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 →指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間 →指定就労継続支援A型事業において実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。 →利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の記載とすることができる。 ⑦ 通常の事業の実施地域 →客観的にその区域が特定されるものとする。また、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。 ⑧ サービスの利用に当たったての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬ 苦情解決の手続に関する事項 ⑭ その他運営に関する重要事項	○	いる		いない	運営規程	A型:第184条の2	
4-48 ~57	(設問なし)								
4-58	利益供与(収受)等の禁止	事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。 ※利益供与等の禁止(指定基準通達第13(7)) 具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始(利用後一定期間経過後も含む。)に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などおおよそ障害福祉サービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。	○	いない		いる		A型:第185条 (第39条準用)	
4-48 ~63	(設問なし)								

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-64	記録の整備	(1)従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置いているか。	○	いる		いない	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	A型:第185条 (第77条準用)	
4-64	記録の整備	(2)利用者に対するサービス提供に関する記録を、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ① 個別支援計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	○	いる		いない	左記①から⑥までの書類	同上	
4-64	記録の整備	(3)書面に代わり、電磁的記録による記録の保存を行っている場合、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守した取り扱いをしているか。 交付、説明、同意が必要な書類について、電磁的記録により記録の保存を行う場合は、相手方の同意は得ているか。		いる		いない	電磁的記録	第209条	
4-64	記録の整備	(4)交付、説明、同意が必要な書類について、電磁的記録により記録の保存を行う場合、電磁的記録により行うことに対する相手方の同意は得ているか。		いる		いない	相手方の同意の記録	同上	
4-64	記録の整備	(5)(4)にあたっては、相手方がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができる方法で行っているか。		いる		いない	電磁的記録	同上	
4-65 ～70	(設問なし)								

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	県確認欄
4-71	その他(厚生労働大臣が定める事項の評価等)	事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。 ※厚生労働大臣が定める事項の評価等(指定基準通達第十一3(10)) サービスの利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、事業所ごとに運営状況を評価し、1年に1回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。なお、公表に当たっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障害や知的障害等障害特性に配慮した対応を併せて実施されることが望ましい。 公表の時期については、原則毎年度4月中とする。公表方法については、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイトにおける公表とするが、これに加え、指定就労継続支援事業所のホームページ等による公表についても可能な限り実施すること。評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和3年厚生労働省告示第88号)を参照すること。	○	いる		いない		A型:第184条の3	